

2024年1月26日
株式会社日本政策金融公庫

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた 農林漁業者等の皆さま向け特例措置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまを対象に、1月25日付で特例措置の取扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

1 融資限度額の引上げ

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
具体的な措置内容	① 農林漁業セーフティネット資金 一般：別枠で600万円 特認（※）：別枠で年間経費等の12分の6 （※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。 （参考）現行の取扱いは、600万円（特認 年間経費等の12分の6） ② 農林漁業施設資金（災害復旧施設） 負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 （参考）現行の取扱いは、負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額

2 金利負担軽減措置

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
具体的な措置内容	【農業者及び漁業者の方】 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。 【林業者の方】 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。

3 実質無担保・無保証人措置

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
具体的な措置内容	実質無担保・無保証人（※）となります。 ※担保は融資対象物件のみ、保証人は同一経営の範囲内のみに限る貸付け